消費者委員会は監視しています

消費者委員会は、消費者目線で行政を見つめ、建議や意見の発出を通じてよりよい消費者行政を実現します。

○第９次消費者委員会（令和７年９月～）の主な建議・意見

・「支払手段の多様化に関する消費者問題についての建議」（令和８年９月）

支払手段は、クレジットカード、後払い決済、キャリア決済、コード決済等、多様化・複雑化しており、それらを規制する法律は、割賦販売法、資金決済法、銀行法等複数存在し、所管省庁も複数に分かれています。支払手段の多様化・複雑化に伴い、一つの決済サービスに複数の事業者が関与する構造が一般化しています。その結果、消費者トラブル発生時の責任関係が分かりにくくなっています。

こうしたことから、支払手段の多様化が消費者に及ぼす影響やその要因について、「支払手段の多様化と消費者問題に関する専門調査会」において、調査審議を行い、報告書を取りまとめました。

報告書を受け、委員会として、消費者が安心して安全に支払手段を利用できるよう、各支払手段について共通して確保されるべき５つの消費者保護の中核的原則（プリンシプル）を関係行政機関が実現すること、消費者教育の取組の充実を求める建議を発出しました。

・「消費者基本計画の施策の取組状況等に関する意見」（令和８年８月）

消費者委員会では、第５期消費者基本計画の施策の取組状況等について、関係行政機関、有識者、消費者団体等からヒアリングの上、調査審議を行い、意見をとりまとめました。

本意見では、基本的な事項として以下9つの取組について意見を述べています。(1)持続可能な地方消費者行政、(2)情報流通プラットフォーム対処法関連施策、(3)消費者教育の推進、(4)成年後見制度等の活用に向けた取組、(5)製品安全に向けた取組、(6)賃貸住宅管理制度、(7)機能性表示食品に関する対応、(8)サプリメント食品に関する対応、(9)新未来創造戦略本部における取組

このほか、基本計画の中間点検の在り方、及び基本計画全体にかかわる事項についても意見を述べています。

意見の全文については、消費者委員会HPをご覧ください。
(https://www.cao.go.jp/consumer/iinkaikouhyou/index.html)

皆さんの声を聞かせてください！

消費者のために働く組織として、消費者委員会では、意見交換会やシンポジウムなども行い、皆さんの声を聞いています。

また、意見書・要望書を随時受け付けています。
https://www.cao.go.jp/consumer/opinion/

○公式Webサイト・SNS

Webサイト

消費者委員会について知るならココ！
消費者委員会の情報が網羅されています。

- 消費者委員会とは
- 委員名簿
- 消費者委員会の建議・意見など
- 会議資料・議事録

（有識者の資料も掲載しています。）
https://www.cao.go.jp/consumer/index.html

X

会議の情報や、Webサイトの更新などについてお知らせしています。
新鮮な情報をお届けしていきますので、ぜひご注目ください！

- 会議開催のご案内
- その他最新情報

https://www.cao.go.jp/consumer/sns/x.html

YouTube

会議の模様や、消費者委員会の活動を動画にしたコンテンツなどを配信しています。

- 報告書や意見などの紹介動画
- 消費者委員会の紹介動画

https://www.cao.go.jp/consumer/sns/youtube.html

○メールマガジン

委員会の情報をお届けするメルマガも配信中です。

https://www.cao.go.jp/consumer/about/cc_e-maga.html

内閣府 消費者委員会

The Consumer Commission





イメージキャラクター
コミズク



イメージキャラクター
コンちゃん

【お問い合わせ先】
内閣府　消費者委員会事務局
〒100-8970 東京都千代田区霞が関3-1-1　中央合同庁舎4号館
電話：03-5253-2111(代表)

消費者委員会　～消費者・生活者が主役になる社会の実現に向けて調査審議します～

消費者委員会とは

消費者委員会は、独立した第三者機関として、主に以下の機能を果たすことを目的として、平成21（2009）年9月1日に内閣府に設置されました。

- ●各種の消費者問題について、自ら調査・審議を行い、消費者庁を含む関係省庁の消費者行政全般に対して意見表明（建議等）を行います。
- ●内閣総理大臣、関係各大臣又は消費者庁長官の諮問に応じて調査・審議を実施します。

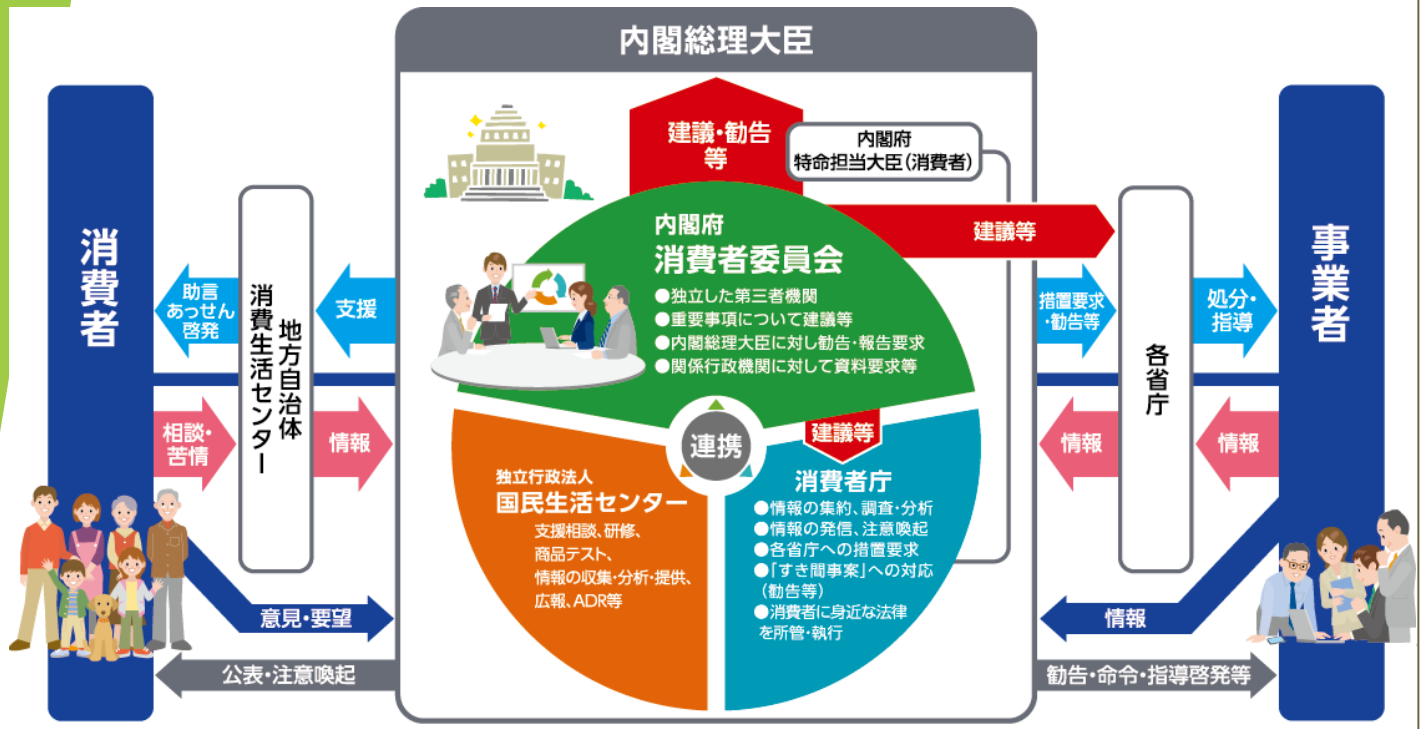
消費者委員会は公開で開催しています。傍聴の申込みや会議資料、議事録については、当委員会Webサイトをご覧ください。

消費者委員会の構成

消費者委員会は、内閣総理大臣が任命した委員（10人以内）で組織されます。

消費者問題に係る広範な専門分野にわたり多数の事項を審議する必要があることから、消費者委員会本会議のほか、以下の部会・専門調査会を設置して調査審議を行っています。

- ・食品表示部会
- ・公共料金等専門調査会
- ・支払手段の多様化と消費者問題に関する専門調査会
- ・人工知能（AI）技術の利用と消費者問題に関する専門調査会



建議：消費者庁及び消費者委員会設置法第6条第2項第1号の規定に基づき、内閣総理大臣、関係各大臣又は消費者庁長官に対して行う意見表明

第９次消費者委員会委員

（令和８年４月現在）

委員長
鹿野　菜穂子
慶應義塾大学
名誉教授





委員長代理
黒木　和彰
弁護士

今村　知明
奈良県立医科大学
公衆衛生学講座教授





大澤　彩
一橋大学大学院
法学研究科教授

小野　由美子
東京家政学院大学
現代生活学部教授





柿沼　由佳
(公社)全国消費生活相談員協会
消費者教育研究所副所長

善如　悠介
神戸大学大学院
経営学研究科教授





中田　華寿子
アクチュアリ株式会社
代表取締役

原田　大樹
京都大学法学系
(大学院公共政策連携研究部)教授





山本　龍彦
慶應義塾大学大学院
法務研究科教授